

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件案について（概要）

令和 5 年 11 月 22 日
厚生労働省健康・生活衛生局
食品基準審査課

1. 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案

（1）改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 12 条において、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、添加物の販売等を行ってはならないこととされており、同条の規定に基づき、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 12 条及び別表第 1 において、人の健康を損なうおそれのない添加物が定められている。
- 今般、人の健康を損なうおそれのない添加物としてポリビニルアルコールを新たに指定するため、所要の改正を行う。なお、今般の指定案は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（令和 5 年 7 月 19 日）の審議において了承されている。

（2）改正の概要

- 別表第 1 に「ポリビニルアルコール」を追加する。

（3）根拠条項

- 法第 12 条

（4）施行期日等

- 公布日：令和 6 年 2 月下旬（予定）
- 施行期日：公布日

2. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）

（1）改正の趣旨

- 厚生労働大臣は、法第 13 条第 1 項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第 2 項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において示されている。
- 今般、添加物「ポリビニルアルコール」について、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、国際基準や国内外での使用状況等を考慮した所要の改正を行う。なお、今般の改正案は、添加物及び農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（令和 5 年 7 月 19 日）の審議において了承されている。

(2) 改正の概要

- 添加物（ポリビニルアルコール）に係る規格基準について、別紙のように設定する（第2のC、D及びF関係）。

(3) 根拠条項

- 法第13条第1項

(4) 適用期日等

- 告示日：令和6年2月下旬（予定）
- 適用期日：告示日